

[013] 総合文化学論輯表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/4485859>

出版情報：総合文化学論輯. 13, 2020-11-01. Japan Institute for Comprehensive Cultural Studies
バージョン：
権利関係：

総合文化学会活動記録 2020.5.1–2020.11.1

『総合文化学論輯』(ISSN 2189-0986)第 12 号刊行 2020.5.1

第 20 回総合文化学会記録全

新型コロナウイルス感染拡大につき電子メールを利用したリモート方式で行った。
以下、その全記録である。

第 20 回総合文化学会記録①

総合文化学会ご報告と学会開催（リモート方式）のご案内 2020.6.8

1. 現在、新型コロナウイルスの影響で学会の開催ができない状態が続いております。

全国の多くの学会も休止状態で、特に若い方々の研究や将来計画に支障が生じていることも耳にします。事態の収束につきましては長引きそうだという予測です。

総合文化学会にも学会開催につきまして複数のお尋ねがございましたが、会場事情を含めて当面今までの形式では開催できそうもありません。

そこで、理事会で理事全員のご賛成を得て、下記の通り次のような方式で行うべく決定いたしました。

これまでも小規模学会ならではの、実質を重んじる企画を行ってまいりましたが、今回も小規模学会の長所を生かした企画です。

理事の皆様からはそれぞれのお立場から最新鋭の方法を提案がございましたが、

学会における機会均等原則や守秘義務原則等を配慮いたしますと、
現在のところ、特別の設備が不必要で記録性を重視して、以下のように古典的な方法での案に落ち着きました。

今後の運営ではさらに検討を重ねたいと思いますが、当面以下のクラシックな方法で持ち回り形式の学会を開催します。

自薦他薦、また新しい会員の方などお誘いあわせの上、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

2. 学会誌『総合文化学論輯 第11号 2019.11.1』はすでに完成しております。
いつもは学会開催時にご配布しておりますが今回は必要なかたに郵送しますのでお申し出ください。

また、『総合文化学論輯 第12号 2020.5.1』は目下最終編集に入っておりますが、

もしご投稿の希望がございましたら早急にお申し出、ご送稿ください。

急ぎ、査読に回したいと思えます。

ご承知のように同誌はCD-ROMで刊行され、国会図書館や九州大学附属図書館に格納保管されます。従ってアーカイブ機能としてもふさわしいものですが、

この度の新型コロナウイルス問題という歴史的イベントに関して

皆様がりモート授業用に作成された資料なども著作権などご配慮の上、CD-ROM媒体に保管公開できるものがあればご提供ください。

以上、みなさまのご健康をお祈り申し上げます。

記

第20回総合文化学会 開催日は下記②の日にちになります。

発表と質疑応答の流れは以下の通りです。

- ① 発表者は発表原稿をこの学会事務局のアドレスに添付送信する。
- ② この学会事務局アドレスをキーステーションとして、全会員に発表原稿を送信する。
- ③ 会員の有志は原稿に対する意見や感想、質問などをこの学会アドレス宛、時期を決めて返信する（400字以内）。
- ④ 学会事務局でそれを取りまとめ、発表者と会員に返信する。
- ⑤ 発表者はその返信の全体に対しての返事や意見、質問などをまとめ、時期を決めて事務局宛返信する。
- ⑥ 事務局は発表者の返信を会員宛送信する。
- ⑦ 会員でさらに意見や感想、質問などがあれば時期を決めて事務局宛返信する。
- ⑧ 事務局はそれら意見や感想、質問などを発表者と会員に送信し、発表者はその返事を時期を決めて返信し、事務局はそれを全員に送信する。
- ⑨ 必要に応じて⑦⑧を繰り返す。

なお、このすべてのやり取りは学会の記録として学会誌に掲載されます。

総合文化学会事務局 荒木正見

第20回総合文化学会記録②

2020.7.5 第20回総合文化学会 リモート方式発表次第

発表者：藤原 拓広

九州大学大学院地球社会統合科学府博士後期課程。専門領域は、政治理論、政治哲学。研究テーマは、「グローバルな正義を実現する動機に関する政治理論的研究」。どのような動機であれば、グローバルな正義の実現へと一般的な人々を行動づけることができるのかを、いわゆるリベラル・ナショナリズム論（ネイションという政治的単位の重要性を主張する理論）を手がかりにしながら考察している。（本報告は、リベラル・ナショナリズムの論者の一人としても数えることのできるパティ・タマラ・レナードの動機づけに関する議論を批判的に検討することをおして、上のような研究を進めるための手がかりを得ようと試みたものである）。

発表タイトル：「正義を実現する動機に関する政治哲学的一考察

——パティ・タマラ・レナードの議論を手がかりに——

発表要旨

本報告の目的は、正義、とりわけグローバルな正義を実現する動機はどこから得られると考えるべきなのかを、カナダの政治哲学者であるパティ・タマラ・レナードの議論の批判的考察をおして検討することである。

正義を実現する動機の所在を明らかにすることは、その安定的実現を可能にするために必要な課題である。レナードは、正義実現の動機に関しては、リベラル・ナショナリズム論の立場（ここでは、ネイションという政治的単位こそが現在の世界でもっとも効果的に人々に動機を提供し得るのだ、という立場）を基本的には擁護しつつ、グローバルな正義を実現する動機についても積極的な議論を展開している点に特徴がある。レナードによれば、国境を越える正義を実現する動機は、グローバルなレベルでの適切な制度や機関の設立をおして生みだされ得るという。

本報告では、そうしたレナードの議論を批判的に考察しながら、動機の問題について考える際の手がかりを得ようと試みている。

正義を実現する動機に関する政治哲学的一考察
——パティ・タマラ・レナードの議論を手がかりに——

九州大学大学院地球社会統合科学府博士後期課程

藤原 拓広

目次

1. はじめに
2. 正義を実現する動機の所在
 - (1) 抽象的原理の動機づけ力に基づく議論——コスモポリタンの議論①
 - (2) 感情の動機づけ力に基づく議論——コスモポリタンの議論②
 - (3) ネイションの動機づけ力に基づく議論——リベラル・ナショナリスト的議論
3. グローバルな正義を実現する動機の可能性
 - (1) 公共文化が不在の社会における信頼の創出
 - (2) グローバルな制度や機関による動機の産出
4. 批判的考察
 - (1) 世界秩序構想の不明瞭さ
 - (2) グローバルな制度や機関は動機を生みだし得るか
5. おわりに

1. はじめに

本報告の目的は、正義（とりわけグローバルな正義）を実現する動機はどこから得られると考えるべきなのかを、カナダの政治哲学者であるパティ・タマラ・レナーの議論の批判的考察をとおして検討することである。

政治哲学の分野では近年、「グローバルな正義論」(global justice) が注目を集めている。国境横断的な問題が「従来の政治哲学が自明の前提にしてきた国境という境界を大きく揺るがし」(伊藤 2014年: 223頁) たことで、この分野では、グローバルな正義、すなわち「国境を越えて妥当する正義の探究」(井上 2012年: 24頁) が活発に行われるようになったのである。コック・チョル・タンによれば、グローバルな正義論は、以下のような諸問題を扱い得る領域であるとされている。すなわち、世界的貧困、経済的不平等、ナショナリズム、人権、人道的介入、移民、グローバル・デモクラシーやグローバル・ガヴァナンス、気候変動、国家間の正義である (Tan 2017)。

政治哲学者の伊藤恭彦によれば、グローバルな正義という概念は、世界的な貧困や地球規模の格差に関わる正義、つまり「グローバルな分配的正義」(global distributive justice) のみを指す場合も多いという (伊藤 2014年: 224-225頁)。伊藤は、次のように述べている。すなわち、「正義は人々の何らか公平な取り扱いを定める規範であるが、『地球的問題』の中で『公平さ』を最も鋭く問うているのが、地球全体での生活水準の巨大な格差である」(同上: 224頁)、と。

グローバルな分配的正義をめぐるのは、「コスモポリタニズム」(cosmopolitanism) と「リベラル・ナショナリズム」(liberal nationalism) とが論争を行っている¹。分配的正義についての両者の立場の議論をごく簡単に概観すれば、以下のようなになる。まず、コスモポリタニズム、とりわけリベラル・コスモポリタニズムとは、ネイションの境界の道徳的意義を認めず、単一の分配的正義の構想をグローバルに適用することは可能である、と考える立場である²。対して、リベラル・ナショナ

リズムとは、分配的正義の構想は、ネーションごとにそれぞれ異なり、また各ネーションの内部でもっともうまく実現されるため、その構想をグローバルに拡大することは望ましくないだろう、と考える立場である。リベラル・ナショナリズムの論者がそう考えるのは、公共文化やアイデンティティを共有した人々の間では、自分たちの社会における正義の実現に寄与しよう（より正確に言えば、正義を実現するためにお互いに何らかの犠牲を払おう）とする動機が生じやすいからである³。

本報告がおもに手がかりとするレナードは、正義を実現する動機に関しては、基本的にリベラル・ナショナリズム論を擁護する。彼女によれば、正義実現の動機についてのコスモポリタニズムの議論は説得力に欠けており、反対にリベラル・ナショナリズムの議論はかなりの説得力を有しているのである。だが、レナードは、他のリベラル・ナショナリズムの理論家と異なり、グローバルな正義実現の動機についても積極的な議論を展開している点に特徴がある⁴。レナードは、端的に述べれば、以下のよう議論を行っている。すなわち、将来的には、グローバルな正義を実現しようと十分に動機づけられた人々が生まれる可能性はある。そうした人々は、グローバルなレベルでの適切な制度および機関の設立によって生みだされるかもしれない、という議論である。

本報告では、レナードの議論を批判的に考察することをとおして、正義（とりわけグローバルな正義）を実現する動機はどこから得られると考えるべきなのか、という問いについて検討していきたい。リベラル・ナショナリズム論の立場からグローバルな正義実現の動機の問題に積極的に取り組む論者が少ないなかで、レナードの議論は大きな意義を有している。そうした彼女の議論を批判的に考察することで、動機づけの問題について考えていく際の重要な手がかりを得ることができるはずである。

議論の本題に入るに先だって、そもそもなぜ正義を実現する「動機」に着目するのかを明らかにしておきたい。その理由は、人々がグローバルな正義の実現に寄与しようと十分に動機づけられていなければ、そうした正義を安定的に実現することは困

難だからである。さらにいえば、その動機づけの対象となる人々は、一般的（平均的）な人々でなければならないと思われる。たとえば、レナードは、次のように述べている。

高い教育を受けた一部のエリートは（調査研究が時おり示すように）、自分たちは国境を越えた義務（とても厳しい義務）を負っているのだと信じているかもしれない。しかしながら、実際問題として、私たちのうちの大多数は日常生活において、友人や家族、隣人、同国人などのニーズを優先するものである（Lenard 2012c: p. 93）。

私たちのうちの大多数を占める一般的な人々は決して、グローバルな正義そのものを否定しているわけではないだろう。実際問題、極度の貧困にあえぐ途上国の人々に手を差し伸べる必要はないと考えている人は、あまり多くないと思われる。平均的な人々は、グローバルな正義を実現することは重要だと感じつつも、そのために自らが犠牲を払うことには消極的なのである。グローバルな正義は、一般的な人々に大きな道徳的要求を課し得るため、彼らの支持なくしては安定的に実現されない。それゆえに、グローバルな正義を論じる者は、平均的な人々をその実現に向けて動かし得る動機についての議論も組みたてなければならないのである。本報告は、そうした動機づけの理論の構築に向けての足がかりとなるはずである。

本報告は、以下のような道筋をたどる。まず、レナードが、正義実現の動機に関する二つのコスモポリタンの議論、すなわち抽象的原理の動機づけ力に基づく議論と感情の動機づけ力に基づく議論とを批判したうえで、ネイションの動機づけ力に基づくリベラル・ナショナリスト的議論を擁護していることを確認する (2)。そのうえで、彼女が、適切なグローバルな制度や機関の設立は、将来的には国境を越える正義を実現しようと動機づけられた一般市民を生み出す可能性がある」と論じていることを示す (3)。次に、レナードのそうした議論を批判的に考察する。詳しく述べれば、レ

ナードの世界秩序構想の不明瞭さを指摘したうえで、彼女のいうグローバルな制度および機関を強制的なものとしてとらえた場合と規範的なものとして捉えた場合とにおいて、それぞれいかなる問題が浮上し得るのかを検討する (4)。最後に、本報告の議論をまとめる (5)。

2. 正義を実現する動機の所在

本節では、レナードが、正義を実現する動機に関して、コスモポリタンの二つの議論をしりぞけ、リベラル・ナショナリスト的議論を擁護していることを確認する。

(1) 抽象的原理の動機づけ力に基づく議論——コスモポリタンの議論①

レナードは、正義実現の動機に関するコスモポリタンの議論として、抽象的原理の動機づけ力に基づく議論と感情の動機づけ力に基づく議論とをあげ⁵、それぞれを批判的に検討している (Lenard 2010: pp. 103-108; Lenard 2012c: pp. 98-113)。本項ではまず、抽象的原理の動機づけ力に基づく議論を取りあげる⁶。

抽象的原理の動機づけ力に基づく議論とは、以下のようなものである。すなわち、人間は、抽象的諸原理によって、正義を実現するよう十分に動機づけられ得る。コスモポリタニズムに対する批判者は、コスモポリタンが抽象的な諸原則や諸価値に関する議論に終始し、動機づけの議論を十分に行っていないと批判するが、彼らは「それらの道徳的な諸価値に動機づけられる人間の能力を軽く見過ぎている」(Caney 2005: p. 132) のではないか、という議論である。

レナードによれば、抽象的原理の動機づけ力に基づく議論を展開する理論家は、「義務」という考えを重視する⁷。要するに、彼らは、「私たちが他者に対する義務を遂行するのは、単にそれが私たちの義務だからだ」（Lenard 2012c: p. 100）と考えるわけである。たとえば、トマス・ポグゲは、世界的な貧困が裕福な国に住む人々の加害の帰結だと明らかにしているが、彼は、貧困の解決がそうした人々に課された義務だと示すことによって、彼らをその解決へと動機づけようとしているのである⁸。

次に、ここまで概観した抽象的原理の動機づけ力に基づく議論に対する批判を見ていく。

以上のような議論に対して寄せられることの多い批判に、抽象的原理のみでは、一般的な人々を正義の実現へと動機づけることは難しいのではないか、という批判がある。リベラル・ナショナリズムの代表的理論家であるデイヴィッド・ミラーの文言を引用すれば、「ひたすら原則に配慮して生活を律することが実際に可能なのは、おそらくごく少数の英雄的個人だけ」（ミラー 2007年：104頁）なのではないか、といい換えることができよう。

私見を述べれば、私はミラーらの批判に賛同する。抽象的原理の動機づけ力に基づく議論は、一般的な人間ではなく、ごくわずかの英雄的な人間を理論的前提としてしまっているように思われるのである。また、それゆえに、現実世界の大部分の人間に正義を実現する動機を提供できないと思われるのである。実際に、抽象的原理の動機づけ力に基づく議論では、「なぜ現実世界の人々はコスモポリタンではないのか」を説明することは困難であろう（Lenard 2012c: pp. 101-102）。もし一部のコスモポリタニズムの理論家がいうように、人間が抽象的原理によって十分に動機づけられ得るのであれば、世界の大部分の人間はグローバルな正義が要求する義務を確実に実行しているはずである。だが、実際はそうではなく、現実世界の多くの不平等や貧困はいまだに放置されたままである。

(2) 感情の動機づけ力に基づく議論——コスモポリタンの議論②

次に、正義実現の動機に関するもう一つのコスモポリタンの議論、つまり感情の動機づけ力に基づく議論を概観したうえで、その議論に対するレナードらの批判を見ていく。

社会学者の鈴木弥香子によれば、感情は、元来のコスモポリタニズムにおいては乗り越えられるべき対象であった。しかしながら、うえで述べたような動機づけの問題を一因として、コスモポリタニズムの内部で感情を評価しようとする動きが見られるようになった。感情には、国境を越えた人々の連帯を形成し、動機の問題を解消する可能性があると考えられるようになったのである（鈴木 2018年：72-74頁）。

動機づけの問題の解消という観点から見れば、他者に対するさまざまな感情のなかでも、他者の苦しみや困難に対する共感という感情は重要である。たとえば、哲学者のキャロル・C・グールドは、遠く離れた他者への支援を人々に動機づけ得る国境を越えた連帯とは、他の共同体で暮らす者、および彼らの苦しみに対する共感を伴うものだと論じている（Gould 2006: pp. 57-59）。

レナードによれば、以上で概観したような感情の動機づけ力に基づく議論は、次のように要約できる。すなわち、「私たちは、他者が直面している困難に共感できるのであり、この共感、国境を越えた広い連帯の基礎の役割を果たし得るのだ」（Lenard 2012c: p. 109）という議論である、と。

次に、感情の動機づけ力に基づく議論への批判を確認していく。

レナードは、感情の動機づけ力に基づく議論に対して、「感情の範囲」（emotional range）の問題を指摘する（ibid: pp. 111-112）。つまり、うえのような議論を行うコスモポリタンは、人間は近い他者（たとえば同国人）と遠く離れた他者（たとえば外国人）に対して同程度に共感の念を抱くことができると想定しているが、それは多くの場合不可能ではないか、というわけである。

感情の範囲という問題は、アダム・スミスやマイケル・サンデルも指摘している。スミスは、たとえば清（現在の中国）で地震があったとき、ヨーロッパに住む人々はどのように感じるだろうか、という問いを設定し、以下のように論じている。少し長いが、示唆深いため引用したい。

ここであの清という大帝国が、幾千万の住人とともに、地震で一瞬のうちに消えたとしよう。そして、ヨーロッパに住んでいて中国とは何の関係も持たない一人の慈悲深い男が、この災厄の知らせを受け取ってどう感じるかを想像してみよう。思うに彼は、何よりもまず、不幸に見舞われた人々に深い哀悼の意を捧げるだろう。そして人生の無常や、かくも一瞬で灰燼に帰す人の営みの虚しさについて、陰鬱な省察を加えるだろう。[…] しかし […] 思いやり深い感情を余すところなく表現してしまったら、何事も起こらなかったかのように、いつも通り落ち着き払って仕事に戻るだろう。あるいは娯楽や休息や気分転換をするだろう（スミス 2014 年：312-313 頁）。

サンデルが端的にまとめているように、要するにスミスは、私たち人間とは「地球の反対側に対しては、共感を持ち続けることはできない」（サンデル 2012 年：55 頁）ものだと考えているのである。サンデルは、スミスのこうした議論を踏まえて、グローバルな連帯意識を作り出すためには共感だけでは不十分だと指摘している（同上：55-56 頁）。

私は、レナードらと疑念を共有する。確かに、感情の動機づけ力に基づく議論が想定しているような人間、つまり近い人々と同程度に遠く離れた人々にも共感の念を抱くことができる人間も存在しているかもしれない。しかしながら、そうした人間は、やはりごく一部の英雄的な人間ではないだろうか。換言すれば、平均的な人間は、近い人々に対してより強い共感の念を抱くものなのではないだろうか。

この点を鑑みれば、感情の動機づけ力に基づく議論も、（先に批判した抽象的原理の動機づけ力に基づく議論と同様に）一般的な人間を理論的前提として据えていない

ゆえに、現実世界の多くの人々に正義を実現する動機を提供することができないと思われる。

(3) ネイションの動機づけ力に基づく議論——リベラル・ナショナリスト的議論

レナードは、正義を実現する動機に関して、リベラル・ナショナリスト的な議論を擁護している。ここでのリベラル・ナショナリスト的議論とはすなわち、「ネイション」¹⁰こそが現代世界でもっとも効果的に人々に正義実現の動機を提供し得るのだという議論である。いい換えれば、共通のネイションに所属する人々の間では、正義を実現しようとする動機が生じやすいのだという議論である。

リベラル・ナショナリズムの理論家がそのように考える理由は、ナショナルな共同体の枠内では、人々はお互いを信頼するようになるからである¹¹。ミラーが述べるように、「社会正義の枠組み、とくに、市場での取引を通じて自活できない者に対する再分配を含む枠組みを各個人が支持する条件について考えるとき、信頼は特別な重要性を帯びるようになる」（ミラー 2007年：163頁）。リベラル・ナショナリズムの論者によれば、そうした信頼感は、共通のネイションに帰属する人々の間で生じやすいものなのである。

レナードは、社会正義（再分配政策）を安定的に実現するためには、「政治的信頼」（political trust）と「社会的信頼」（social trust）が必要であると述べている（Lenard 2012a: pp. 106-108）。ここでの政治的信頼とは、再分配の「制度を運営する人が、公正かつ不偏的にそれを行う」（ibid: p. 107）だろうという信頼感を指す。また、社会的信頼とは、自分以外の人々も、（分配される）財の蓄積に貢献しようとするだろうという信頼感を意味する。社会的信頼はいい換えれば、「いま、貧しい人のために犠牲を払っ

たとしても、後に自分が困窮したときに助けてもらえるという信頼感である」(キムリックとシュトレ 2012年: 317頁)。レナードによれば、こうした「信頼は、私たちが再分配政策に参加する動機となる」(Lenard 2012a: p. 107) という。

では、なぜナショナルな共同体の内部では、うえのような信頼感が生じやすいのだろうか。それは、同じネイションに所属する人々は、公共文化および(それから派生するものではあるが)アイデンティティを共有するからである。

まず、「公共文化」(public culture) という概念について確認しておきたい。ここでいう「公共文化とは、ある人間集団がどのようにして共に生活を営むかに関する一連の理解」(ミラー 2007年: 46頁) を指す。ミラーによれば、これには、法の支配のような政治原理のほか、社会規範なども含まれるという(同上)。レナードは、こうした公共文化は、それを共有する人々の間に信頼という感情を生み出すと論じている¹²

(Lenard 2012a: ch. 4)。その理由は、おもに以下の三点である。

第一に、公共文化は、人々に他人の行動(の動機)に関する情報を提供するからである(ibid: pp. 85-87)。レナードによれば、人間は、ある人がどのように行動するかを予測できる場合、その人を信頼することができる。信頼は、他者の行動に対する脆弱性(より正確に言えば、信頼した他者によって裏切られるという脆弱性)を伴うが¹³(ibid: pp. 18-20)、もし他者の行動を前もって予測することができれば、その他者を信頼することに伴う脆弱性を軽減させることができるため、その人を信頼しやすくなるということである。彼女によると、社会規範などを含む公共文化は、そうした予測を人々に提供し得るものである。要するに、「他人が一般的にどのように動機づけられるのかについての理解、すなわち公共文化から生じる理解は、信頼関係の出現をうながすだろう」(ibid: p. 86) というわけである。

第二に、公共文化は、「サンクション」(sanction) を提供するからである(ibid: pp. 87-88)。レナードによれば、ネイションの文化は、特定の行動を促進し、特定の行動を思いとどまらせることができる。なぜなら、それに含まれる社会規範には、人々

に是認 (positive sanction) や制裁 (negative sanction) を与える機能があるからである。(たとえば、教育を重視する社会規範を有するナショナルな共同体では、教育の放棄に対する制裁が存在するため、熱心な教育が促進されるというわけである。) こうした「(公共文化の内容を源泉とする) 是認も制裁も、他者の行動についての予測を進展させることができる。そしてその行動の予測は、信頼関係の出現をうながす」(ibid: p. 88) ことができるのである。

第三に、公共文化は、共通のアイデンティティを人々に提供するからである (ibid: pp. 88-89)。レナードによれば、「公共文化を共有するということは、ある種の共通性をもつということの意味する」(ibid: p. 88) という。また、それゆえに、人間は、公共文化を共有する他者を、自分と近い存在として見なすようになるという。これは要するに、共通の公共文化を有する人々の間には、共通のアイデンティティが生じるということである。レナードは、社会心理学上の知見を参照しながら、そのような帰属意識を共有する人々の間では、信頼という感情が生じやすいことを指摘している¹⁴。そうした人々の間では、自分以外の人も自らが所属する共同体に貢献するという確信が生まれやすいため、信頼の脆弱性への不安が軽減されるのである。

以上の議論をまとめれば、次のようになる。まず、一つのネイションの枠内で、人々は公共文化を共有する。その文化は、信頼という感情の源泉となり得る。なぜなら、公共文化は、第一に他人の行動に関する情報を、第二にサンクションを、第三に共通のアイデンティティを人々に提供するからである。それらは、人々が抱く信頼の脆弱性への不安を低下させ得る。人間は、他者を信頼する際、彼らに裏切られるのではないかと不安になるが、公共文化の共有はそうした不安を軽減する機能を有しているのである。そうして生みだされた信頼は、正義を実現するための動機となる。レナードが述べるように、

コスモポリタンが、道徳的動機についての本当に説得力ある説明、すなわち一般的な人々のコミットメントを促し得る説明を提供できるまでの間、ナショナリストの主張は、動機づけの観点から依然として説得力あるものである (Lenard 2012c: p. 94)。

3. グローバルな正義を実現する動機の可能性

前節では、レナードが、正義を実現する動機に関して、コスモポリタンの議論を批判したうえで、リベラル・ナショナリスト的な議論を擁護していることを提示した。いい換えれば、公共文化およびアイデンティティはそれを共有する人々の間に信頼感をもたらすため、ナショナルな共同体は現在の世界でもっとも効果的に正義実現の動機を人々に提供し得るものだと考えていることを示した。

レナードは、現在のコスモポリタンの議論を説得力のないものとしてしりぞけながらも、コスモポリタニズムの将来的な可能性、すなわち人類全体に対する義務を実行する動機が将来生じる可能性については否定していない。本節では、レナードの論文である「コスモポリタンを創りだす」("Creating Cosmopolitans") をおもに手がかりとしながら、彼女が国境を越える正義、換言すればグローバルな正義を実現する動機についてどのように論じているのかを概観したい。

(1) 公共文化が不在の社会における信頼の創出

レナードのグローバルな正義実現の動機についての議論を概観するに先だって、ここでは彼女の主著である『信頼・デモクラシー・多文化主義の挑戦』(*Trust, Democracy, and Multicultural Challenges*) を参照しながら、彼女が共通の公共文化およびアイデンティティが不在の社会、すなわち「ひどく分断された社会」(severely

divided society) において信頼感をいかに創出すべきだと考えているのかをごく簡単に示しておきたい。なぜなら、レナードは「コスモポリタンを創りだす」において、グローバルな正義実現の動機はグローバルな制度の設立によって生みだされ得ると論じているのだが、その議論における説明がかなり不十分だからである。なぜレナードがグローバルな正義実現の動機はグローバルな制度によってもたらされ得ると考えているのかを明確にするのに役立つため、本項では、グローバルな社会と同様に公共文化や共通のアイデンティティが不在の社会であるひどく分断された社会についての彼女の議論を確認しておきたい、というわけである。

レナードは、共通の公共文化やアイデンティティが存在しないひどく分断された社会において、人々の間に信頼感をもたらし、彼らを「協働」(cooperation) に参加するよう動機づける方法として、以下の三つをあげている¹⁵。

一つめの方法は、「監視」(monitoring) という方法である (Lenard 2012a: pp. 143-144)。これは要するに、公共文化が不在の社会で市民がお互いに信頼感を抱くためには、人々が規則を守って暮らしているかなどを何らかのかたちで監視するメカニズムが必要だということである。そうしたメカニズムが存在することで、人々は他者が規則を破っていないかを知ることができるため、信頼に伴う脆弱性への不安(自分以外にも規則を守っているだろうと信頼していたが、そうではなかったことで裏切られてしまうのではないかという不安)が低下し、人々はお互いを信頼することができるのである。

二つめは、サンクションという方法である (ibid: pp. 144-145)。詳しくいえば、市民の行動に対して是認や制裁を与えるという方法である。前節で述べたように、(ナショナルな共同体で) 公共文化が提供する是認および制裁は、人々の中の信頼の創出をうながし得る。公共文化が存在しないひどく分断された社会では、その文化の代わりにそうしたサンクションを市民に与える何らかのメカニズムが必要となるというわけ

である。サンクションが存在することで、市民は、信頼に伴う脆弱性への不安が軽くなり、お互いを信頼しやすくなるのである。

三つめは、規則の制定に際して、人々に参加の機会を提供するという方法である (ibid: pp. 145-146)。これはすなわち、社会の規則を定める際に、すべての市民に発言の機会を与えること (少なくとも、規則を変更する機会を与えること) が必要だということの意味する。そのような方法によって、人々は、自らが制定した規則の下で社会に参加しているのだと感じることができるが、こうした意識は、市民による協働への自発的参加をうながし得るのである。

以上のように、レナードは、共通の公共文化をもたない社会は、監視、サンクション、そして規則の制定に際しての参加の機会の提供という手段によって、人々の間に信頼感をもたらすことができると論じている。だが、私見では、ここでのレナードの議論の妥当性についてはかなり疑問を感じてしまう。彼女があげる三つの方法で、人々の間に十分な信頼感を醸成できるとは思えないのである¹⁶。また、ここでのレナードの議論の不十分さは、その後の彼女の議論、すなわちグローバルな正義実現の動機についての議論の不十分さにも引き継がれてしまっているように思われるのである。

次項では、ひどく分断された社会に関してうえのような議論を展開しているレナードが、グローバルな正義を実現する動機についてはいかなる考察を行っているのかを概観していく。また、次節では、そうした彼女の議論を批判的に批判的に考察していく。

(2) グローバルな制度や機関による動機の産出

レナードは、グローバルな正義実現の動機について考察する際に、制度や機関 (institution) に着目している¹⁷ (Lenard 2012b)。適切に設計されたグローバルな制度

や機関は、(将来的には) 国境を越えた正義を実現しようと動機づけられている人々を
生み出す可能性があると考えているのである¹⁸ (ibid: pp. 620-626)。

レナードによれば、ネーション形成は、適切な制度や機関の設立をとおした動機
の創出を国民国家という単位で行ったものだという。要するに、ネーション形成は、
人間の想像力の及ぶ範囲を、制度や機関の構築をとおして国民国家まで拡大すること
に成功した例だということである。彼女は、以下のように述べている。すなわち、ネイ
ション形成の例が示しているように、

もし私たちの動機が適切な制度に対応して変化し得るのであれば、私た
ちは、次のようなことを信じてよいと思われる。それはつまり、何らかの
かたちでコスモポリタンの諸制度が、世界の貧困層に対する正義の義務を
果たすよう十分に動機づけられた市民を生み出すかもしれないということ
である (Ibid: p. 621)。

要するに、「私たちは、(ナショナリストが [...] ナショナリストを生み出すため
に制度に頼ってきたように) コスモポリタニズムのプロジェクトもコスモポリタンを
作り出すために制度を利用することができると考えてよいのだ」 (ibid: pp. 623-624) と
いうわけである。

以上のようなこと、すなわちグローバルな制度や機関が国境を越えた正義を実現
する動機を生み出すということが可能になるには、まず最初に人々がグローバルな制
度などに参加したいと考えることが必要になる。レナードは、そうした制度や機関へ
の参加の意思は人々の自己利益によって得ることができると考えている。つまり、
人々は、自分たちにも悪影響を及ぼすかもしれないグローバルな諸問題を解決するた
めに、そうした制度に参加したいと思うだろうと考えているのである (ibid: pp. 621-
623)。

レナードによれば、こうしたグローバルな制度や機関をとおした動機の創出というプロジェクトは、かなりの長い期間を要するプロジェクトである¹⁹ (ibid: p. 625)。だが、彼女は、以下のように述べ、その実現可能性を強調している。

グローバルなレベルでの適切な制度および機関の設立は（適切な条件のもとでは）、時間の経過とともに、グローバルな共同体の構成員を生み出す可能性がある。そして、その共同体の構成員は、それらの制度を通じてグローバルな正義を実現するよう動機づけられているはずなのである (ibid: pp. 625-626)。

4. 批判的考察

前節では、レナードがグローバルな正義を実現する動機についていかなる議論を展開しているのかを確認した。彼女の議論とは、国境を越えた正義を実現する動機は、グローバルな制度や機関の設立によって生みだされ得るのだ、というものであった。

私は、ナショナルな共同体が現代においてもっとも有効に正義の実現の動機を人々に提供しているというレナードの見解には賛同するが、うえのようなグローバルな正義実現の動機に関する彼女の議論には若干懐疑的である。そこで本節では、レナードの后者の議論を批判的に考察していくこととする。

(1) 世界秩序構想の不明瞭さ

レナードの議論に対する一つめの批判は、世界秩序構想が不明瞭ではないかというものである。レナードは、適切なグローバルな制度や機関の設立は、将来的にはグローバルな正義を実現するよう十分に動機づけられたコスモポリタンを生み出す可能性があるという議論を展開しているが、その議論から導きだされる世界秩序構想があまりにも不明確だ、というわけである。

前述のように、レナードは論文「コスモポリタンを創り出す」で、グローバルな正義を実現する動機について論じている。だが、彼女はその際、実現すべき正義の内容をあえて明らかにしていない (ibid: pp. 613-614)。レナードによれば、そうした正義の内容は論者によってさまざまであり、ナショナルな自己決定を重視する立場から搾取の禁止を義務の内容に盛りこむ者もいれば、グローバルなレベルでの機会の平等を主張する者もいるという。こうした状況を踏まえ、レナードは、義務の内容を決めるのは他の理論家の仕事であるとし、『『公正な社会』や『正義の義務』といった用語は広い意味で用いることとする』 (ibid: p. 614) と述べている。

しかしながら、もしレナードの仕事がグローバルな正義を実現する「動機」について探究することであったとしても、やはりその正義がいかなるものであるかは明確にしておかなければならないと思われる。なぜなら、正義がどのようなものであるかによって、動機づける方法も変わるからである。たとえば、搾取の禁止とグローバルな機会や所得の平等とでは、それを実現するための動機はまったく異なるものになってしまうだろう。動機を導出する研究は、理論的前提として、実現すべき正義の内容を明らかにしておく必要があるのである。

レナードの世界秩序構想でもっとも問題となるのは、やはりナショナルな共同体の位置づけである。彼女の世界秩序構想において、ネイションは重要な地位を与えられているのだろうか、それともグローバルな共同体の台頭によって意義を失っているのだろうか。もしネイションが重要な地位を与えられていないのであれば、その世界秩序構想は、ナショナルな公共文化やアイデンティティの重要性を主張するレナード自身の議論と折りあいが見つからないのではないだろうか。さらにいえば、グローバルな共同体にナショナルな共同体がとって代わられるという議論は、思考実験としてはあ

り得ても、実践的に役立つものとはいえないのではないであろうか。実際問題、現在の世界でもっとも効果的に正義実現の動機を人々に与えているネーションという共同体が解消すれば、さまざまな実践上の問題が生じてしまうはずである。政治哲学者のウィル・キムリッカが述べるように、

リベラル・ナショナリズムにとって、道徳的関心が同国人全体にまで拡大したことは、重要だが脆弱な歴史的成果である。人間の先天的共感がグローバルな広がりをもつという単純な期待に基づいて捨て去ってはならない。このことが意味するのは、グローバルな正義に対するあらゆる関心を否定すべきであるということではなく、グローバルな正義への動きはリベラル・ナショナリズムの成果に基礎づけられるべきであり、リベラル・ナショナリズムの成果を破壊するかたちであってはならないということである (Kymlicka 2002: p. 270 [邦訳 : 393 頁])。

(2) グローバルな制度や機関は動機を生みだし得るか

前項では、レナードの世界秩序構想が不明瞭であると批判した。本項では、レナードの世界秩序構想をナショナルな共同体に重要な地位を与えるものと仮定したうえで、彼女の議論を批判的に考察していきたい。上述したように、レナードは、国境を越えた正義実現の動機の源泉として、グローバルな制度や機関をあげている。だが、その制度や機関をどのようなものとしてとらえるかについては、あいまいな点が残されている。そこで、本報告では、グローバルな制度および機関の権威を、第一に強制的なものとして、第二に規範的なものとして扱った場合、それぞれどのような問題が浮上するのかを検討したいと思う。

批判的考察に先だって、ここでの強制的なものとしての制度および機関と規範的なものとしての制度および機関という分類について確認しておきたい。私は、この分

類を用いる際、ミラーの議論を参考にしている（ミラー 2011年：323-324頁）。彼によれば、一つめの強制的な機関とは、ナショナルな政府にその権限の多くを移譲させ、「課された規則への服従を強制する力をもったより高次の機関」（同上：324頁）であり、二つめの規範的な機関とは、大半のナショナルな政府が合意できるような規範を定め、それらの政府が各々の目標を遵守しようとしているかを監視するような国際機関である。

まず、レナードが、国境を越えた正義実現の動機を生み出すグローバルな制度や機関として、一つめの強制的なものとしての制度や機関を想定している場合を検討していく。

強制的な制度や機関の問題は、それが「ナショナルな自己決定」（national self-determination）の権利を侵害してしまうということである。ここでいうナショナルな自決とは、各々のネイションが自らの将来を自分たち自身で決定できるべきであるということを目指す。いい換えれば、「各ネイションは、構成員の第一の関心であるような事柄について集合的決定を認める自分たち自身の一連の政治制度を持つべきである」（ミラー 2007年：146頁）ということの意味する。

レナードが動機づけの議論で依拠していたリベラル・ナショナリズム論の論者は、こうしたネイションの自己決定を重視する立場をとる²⁰。その理由は、前述のように各ネイションはそれぞれの公共文化を有するが、ナショナルな自決権がなければ、それらの文化を保護し、独自に発展させていくことはできないからである（ミラー 2007年：151-157頁）。もしレナードが論じるように、公共文化が同国人間の信頼関係を醸成するのならば、ナショナルな自決権を剥奪されたネイションは、人々の間の信頼感まで失ってしまう可能性があるだろう。

上述のように、強制的なものとしてのグローバルな制度や機関は、それぞれのナショナルな共同体から政治的権限、すなわち自己決定の権利を剥奪してしまう（ミラー 2011年：324頁）。もしそうなれば、各ネイションの公共文化は侵食され、同国人

の間の信頼感は消失してしまうだろう。したがって、レナードがもし国境を越えた正義実現の動機を生み出すグローバルな制度および機関として、強制的な制度や機関を想定しているのならば、その試みはむしろ人々間の信頼関係を失わせるという帰結を招いてしまうのではないだろうか。

次に、レナードがグローバルな正義を実現する動機を生じさせる制度および機関として、規範的な制度や機関を想定している場合について考察していく。繰り返しになるが、規範的な機関とは、大半のナショナルな政府が合意できるような規範を定め、それらの政府が各々の目標を遵守しようとしているかを監視するような国際機関である。

ミラーは、こうした規範的な制度や機関を一部評価している（同上：324-325頁）。彼は、温室効果ガス排出に関して、持続可能な排出レベル、およびさまざまな国民国家に対する排出目標の割り当て方についての合意が存在すると仮定した場合、次のような国際機関が設立される可能性があると述べている。それはつまり、「それぞれの国家がこれらの目標を遵守するよう監視し、目標を満たせない場合にはそれを公表するため」（同上：324頁）の国際機関である。ミラーは続けて、以下のように述べている。すなわち、そのような国際機関が設立されれば、

つねに目標を達成できない一部の特定のネーションは、目標を達成した他のネーションから道徳的な非難を受けるだけでなく、共同事業からの撤退や不利な貿易協定などの形で制裁を受けることにもなるだろう。もっとも望ましいのは、一度規範が定められた後は、そうした手段を通して自己管理されるようになることであろう（同上）。

このような制度や機関のもとでは、各ネーションの一般市民は、他のネーションの人々も（道徳的な非難や制裁を嫌い）割り当てられた目標を達成するよう努力するだろうと信頼することができる。そうした信頼感は、一般的な人々を、グローバルな正義の実現（ここでは温室効果ガス排出問題の解決）へとうながし得るかもしれな

い。もしそうであれば、この規範的な制度像は、各ネーションの自己決定権を侵害することなく正義実現の動機を人々に提供し得るため、先に批判した強制的な制度像に比べて有望なものだと思われる。

次に問題になるのは、規範的な制度や機関が、グローバルなレベルである種の信頼感を創り出す可能性があるとして、各ネーションの一般市民が、自分たちの政府がそうした制度や機関を設立し、それに参加することを支持する動機とはいかなるものか、ということである。上述したように、レナードは、そのような動機とは、自分たちにも悪影響を及ぼすかもしれないグローバルな諸問題を解決したいという利己的な欲求であると考えている。要するに、グローバルな問題（たとえば環境問題）は、地球上のすべての人類に危害を及ぼす可能性のある問題である。もしそうであれば、人々は、そうした問題を解決するための制度や機関を設立しそれらに参加することは、自分たちにとっての利益にもなると考えるだろう。そのような考えは、グローバルな制度や機関を設立し、それに積極的に参加する動機となり得るのではないか、というわけである。

私は、グローバルな制度や機関に参加する動機、さらにいえばそれらを通じて国境を越えた正義を実現する動機を、人間の利己的な性格に求める議論には賛同する。自己利益の追求という動機は、一般の人々をもグローバルな正義を実現しようと動機づける力があるように思われるからである。

だが、私は、その利益を、グローバルな諸問題がもたらし得る危害を被りたくないという考えに見いだす議論には、少々不十分さを感じてしまう。なぜなら、そのような欲求では、ミラーがいう「正義をめぐるズレ」(justice gap)を克服することは困難ではないかと思われるからである。「正義をめぐるズレとは、貧しい国の人々が正義の問題として正当に要求しうること（とりわけ彼らの人権の擁護）と、豊かな国の市民が正義の問題としてそうした要求を満たすために捧げなければならない犠牲との間にあるズレ」(同上：331頁)を意味する。ミラーは、うえで論じたような国際機関、すなわち他のネーションも同様に世界の貧困層に対して責任を負うという契約に基づ

く国際機関（たとえば、国際貿易、平和維持、自然災害にかかわる機関）の設立に関して、以下のように述べている。少し長いが、重要なため引用したい。

豊かな社会の構成員が果たしてそうした契約に同意する理由があるだろうかと問う必要がある。おそらく自然災害の例を除けば、豊かな社会の構成員自身が受益者となることはまれである。他方、彼らが潜在的に負っている義務は非常に大きく、しかもそのコストは、不均衡な形で兵士や農家といった一部の構成員だけに押し付けられることになるかもしれない。市民が自分たちの将来的責務を無制限に広げたくないと望むのは、しごく理にかなったことであり、したがって市民は、提案されたその種の契約を結ぶ権限を政府に与えるのを拒否するであろう（同上：331-332頁）。

要するに、ミラーは、豊かな国の構成員が、自分たちが非常に大きな義務とそれに伴うコストを負わなければならない国際機関を、彼ら「自身が受益者になることはまれ」な利益に動機づけられて設立することは考えにくいのではないかと考察しているのである。もしそうであれば、人々はグローバルな諸問題による危害を受けたくないという利己心に動機づけられ、グローバルな制度や機関に積極的に参加するだろうというレナードの見とおしは、あまりに楽観的すぎるということになってしまうであろう。

5. おわりに

本報告の目的は、正義（とりわけグローバルな正義）を実現する動機はどこから得られると考えるべきなのかを、レナードの議論の批判的考察をとおして検討することであった。

レナードは、正義実現の動機に関してコスモポリタンの議論、すなわち抽象的原理の動機づけ力に基づく議論と感情の動機づけ力に基づく議論とをしりぞけ、リベラル・ナショナリスト的な議論を擁護していた。換言すれば、共通の公共文化およびアイデンティティは人々の間に信頼感をもたらすため、ナショナルな共同体は現在の世界でもっとも効果的に人々に正義実現の動機を与え得るものだと論じていた。

だが、レナードは、コスモポリタニズムの将来的な可能性、つまり人類全体に対する義務を実行しようと十分に動機づけられた人々が将来生じる可能性については否定していなかった。彼女は、ネイション形成がネイションの内部での正義実現の動機を生じさせたように、適切なグローバルな制度および機関の設立は、国境を越える正義を実現する動機を人々に提供し得ると考えていたのである。

私は、ナショナルな共同体が現代においてもっとも有効に正義の実現の動機を人々に提供しているというレナードの議論には賛同するが、グローバルな正義実現の動機に関する彼女の議論には懐疑的である。グローバルな正義実現の動機が適切な制度および機関の設立によって得られるという議論は、少々不十分な議論なのではないかと思われたのである。このことを明確にするため、私は、レナードの世界秩序構想の不明瞭さを批判したうえで、彼女いうグローバルな制度および機関を、第一に強制的なものとして、第二に規範的なものとしてとらえた場合、それぞれどのような問題が浮上するのかを検討した。

まず、制度および機関を強制的なものとしてとらえた場合は、各々のネイションの自己決定権が侵害されてしまうという問題が浮かび上がると指摘した。ナショナルな自決の権利が侵害されてしまえば、それぞれのナショナルな共同体は自らの公共文化を保護・発展できないため、結果的に各ネイションの内部での信頼関係は失われてしまうのではないかと、いうわけである。次に、制度および機関を規範的なものとしてとらえた場合は、そうした制度や機関の設立、そしてそれらへの参加をいかにして動機づけるのが問題になると論じた。レナードは、そうした動機は人々の自己利益を追求したいという考え、とりわけグローバルな諸問題から危害を被りたくないという考えから得られるだろうと考察していた。だが、私は、ミラーの正義をめぐるズレ

論を援用しながら、そうした利益のみでは人々をグローバルな正義の実現へと行動づけることは困難だろうと結論づけた。

今後は、レナードのいう自己利益より根源的で、かつグローバルな正義実現の動機となり得るような利益とはいかなるものかを検討していく必要があると思われる。

註

1 本報告がこの対抗軸に依拠して議論を展開するのは、レナードがこれにしたがって議論を行っているからである。たとえば、Lenard (2012c: pp. 94-98) を参照のこと。

2 リベラル・コスモポリタニズムの代表的論者であるトマス・ポグゲは、コスモポリタニズムの思想が共有する三つの要素として、個人主義、普遍性、一般性をあげている (ポグゲ 2010 年、265-266 頁)。

3 リベラル・ナショナリズムの社会正義論としては、ミラー (2007 年：第 4 章)、Canovan (1996: ch. 4) が特に有名である。それ以外の議論として、タミール (2006 年：259-265 頁)、Moore (2001: pp. 3-6) なども参照のこと。また、そうした議論の邦語での概観として、施 (2005 年、154-155 頁)、白川 (2012 年：第 4 章) も参照。

4 たとえば、リベラル・ナショナリズム論の代表的論者であるデイヴィッド・ミラーは、グローバルな正義 (国内的な社会正義とは異なるもの) の存在を認めているが (ミラー 2011 年)、それを実現するための動機がどこから得られるのかは明らかにしていない (施 2012 年：144-145 頁；Shirakawa 2018: pp. 42-44)。

5 レナードは、前者の議論を「グローバルな連帯の正義に基づく説明」(justice-based accounts of global solidarity)、後者の議論を「グローバルな連帯の感情に基づく説明」(sentimental accounts of global solidarity) と呼んでいる (Lenard 2010: pp. 103-106)。本報告では、議論の内容をよりわかりやすく示すため、それぞれをいい換えた。

6 ここでの記述は、特に Lenard (2012c: pp. 100-107) を参考にしている。なお、レナードは、こうした議論を展開するコスモポリタンとして、サイモン・ケイニーやポグゲをあげている。彼らの議論に関しては、たとえば Caney (2005) やポグゲ (2010 年) を参照のこと。

また、国内では、法哲学者の井上達夫も、抽象的原理の動機づけ力に基づく議論を展開している論者の一人と数えることができる。施光恒は、井上の著書『世界正義論』に対して、正義への動機をどう考えるのかが不明瞭であるとの批判を投げかけている (施 2014 年：178 頁)。井上は、施のこのような批判に対し、以下のように応答を行っている。すなわち、「実効性を担保するための動機付けは、規範的判断の是非から独立した変数ではなく、的確な規範的判断をなしえているか否かに依存するというのが私の主張である」(井上 2015 年：142 頁)。

7 レナードはあまり言及していないが、抽象的原理の動機づけ力に基づく議論を行う論者は、「基本的人権」(basic human rights) という概念も重視していると思われる。政治哲学者の神島裕子は、ポグゲに代表されるリベラルなコスモポリタンの議論に「人

権の尊重」という動機への訴えかけが見られることを指摘し、次のように述べている（神島 2009 年：101 頁）。つまり、人権の尊重という動機への訴えは、「大抵の人の理性と感情に働きかけて、彼らの行動を方向づける力をもつ」（同上）のである、と。8 ポグゲは、人々をグローバルな正義の実現に向けて行動づけるには、積極的義務への訴えかけよりも消極的義務（他者に危害を与えない義務）への訴えかけの方が有効だと考えている。彼は、以下のように述べている。「積極的義務への訴えかけは、ピーター・シンガー、ヘンリー・シュール、ピーター・アンガーやその他の人々によって十分に行われている。もし裕福な国々の市民に最小限のまっとうさと人道性があるならば、彼らはこうした訴えかけに応じ、世界の貧困を削減するために応分のことをするだろう。[...] しかし、現実にはそうでないため、われわれ裕福な人々がグローバルな貧困者たちに今日課している甚大な困窮の終焉または削減にわたしが貢献するには、自分の議論を提示することがわたしに与えられた最善の機会だと考えている」（ポグゲ 2003 年：103 頁）。

9 以下の記述は、特に Lenard (2012c: pp. 107-113) を参考にしている。また、この議論の邦文での概観として、鈴木 (2018 年) も参照のこと。

10 ミラーは、『『ネイション』とは、政治的な自己決定をおこないたいと強く願う人たちの共同体という意味』（ミラー 2007 年：35 頁）だと述べている。そのうえで、ネイションを、「(1) 共有された信念と相互関与によって構築され、(2) 歴史の中で長期にわたる広がりを持ち、(3) その特性は能動的であり、(4) ある特定の領土に結びついており、そして (5) 固有の公共文化によって他の共同体から区別された共同体」（同上：48 頁）と規定している。

11 リベラル・ナショナリズム論の理論家は、ネイションの内部で正義実現の動機が生じやすい理由として、信頼のほかに共感という理由もあげている。要するに、同じネイションに所属する人々の間では、再分配政策の実現に不可欠な共感という感情が生まれやすいというわけである。こうした議論の概観としては、施 (2005 年：154-155 頁) を参照のこと。

12 レナードは、その主著たる『信頼・デモクラシー・多文化主義の挑戦』（*Trust, Democracy, and Multicultural Challenges*）において公共文化と信頼との関係について考察しているが、その際にネイションに言及することはほとんどしていない。だが、レナードが公共文化の規定に際してミラーの議論を援用していることなどを鑑みれば、彼女の議論がナショナルな文化を想定していることは明らかであろう。

13 レナードは、信頼の六つの特徴のうちの一つとして、この脆弱性をあげている。なお、そのほかの特徴は、関係的なものであるということ、行動を必要とするということ、態度を必要とするということ、証拠に抵抗するという、道徳的な価値を有しているということである（Lenard 2012a: ch. 1）。

14 ここでレナードが参照している社会心理学の議論として、De Cremer and Van Vugt (1999) を参照のこと。また、レナードとミラーが、文化の共有に基づくアイデンティティ（とりわけナショナル・アイデンティティ）と信頼との関係について詳しく論じた文献として、Lenard and Miller (2018) も参照されたい。

15 以下の議論は要するに、公共文化やアイデンティティが共有されない社会においては、ある種の制度や機関のようなメカニズムが人々間の信頼関係を醸成するのだ、という議論である。政治理論家の西山真司によれば、そうした制度と信頼との関係を指摘する議論には、おもに二つの系統があるという（西山 2018 年：124-131 頁）。一つめは、「制度それ自体の信頼性（trustworthiness）が存在すれば人びとの間での信頼

(trust) は別段問題にならないという立場」(同上：124 頁) であり、もう一つは、「制度に対する公平性の認知が、見知らぬ他者を含めた一般的信頼を可能にするという立場である」(同上)。レナードの議論は、後者の立場に近いが、若干考えを異にしているように思われる。

16 もし公共文化やアイデンティティを共有しない社会において制度や機関のようなメカニズムが信頼感を生みだし得るのであれば、ソヴィエトやユーゴスラビアの試みはもう少しうまくいったのではないかと思われる。

17 レナードは、現在の世界における(グローバルな)制度や機関の例として、国際連合や国際通貨基金、世界銀行をあげている(Lenard 2012b: p. 615)。

18 レナードは、こうした論を展開するにあたって、政治哲学者のダニエル・ウェインストックの議論を参考にしてている。ウェインストックの議論としては、Weinstock (2009) を参照のこと。

19 レナードは、これとは別のもう一つの可能性、つまり短期的な可能性も示している。それはすなわち、既存の共同体(たとえば国民国家)の利用という可能性である(ibid: p. 626)。レナードは、次のように述べている。「民主主義国の市民は最終的には、彼らが国内でコミットしている平等や自由が国境を越えて追求されなければならない価値だと確信するはずである。だが、そのことは、価値ある共同体を規定する境界線の重要性が完全に失われることを必要としないのである」(Ibid: p. 626)、と。

レナードは「コスモポリタンを創りだす」において、この短期的な可能性についてわずかに言及しているものの、紙幅の関係上ほとんど議論を展開できていない。そのため、本報告では、長期的な可能性、すなわちグローバルな制度や機関による動機の産出という可能性に関する議論をおもに扱うこととした。

20 リベラル・ナショナリストであるヤエル・タミールやミラーのナショナルな自己決定に関する議論としては、タミール(2006年：第4章)、Miller(2002: ch. 10)、ミラー(2005年：第4章)などを参照のこと。

参考文献

- Caney, S., *Justice Beyond Borders: A Global Political Theory*, Oxford: Oxford University Press, 2005.
- Canovan, M., *Nationhood and Political Theory*, Cheltenham: Edward Elgar, 1996.
- De Cremer, D. and Van Vugt, M., “Social Identification Effects in Social Dilemmas: a Transformation of Motives,” *European Journal of Social Psychology*, vol. 29, 1999, pp. 871-893.
- Gould, C. C., “Self-Determination beyond Sovereignty: Relating Transnational Democracy to Local Autonomy,” *Journal of Social Philosophy*, vol. 37, no. 1, 2006, p. 44-60.
- Kymlicka, W., *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, Second Edition, New York: Oxford University Press, 2002. [千葉真・岡崎晴輝訳者代表『新版 現代政治理論』、日本経済評論社、2005年]
- Lenard, P. T., “What Is Solidaristic about Global Solidarity?” *Contemporary Political Theory*, vol. 9, 2010, pp. 100-110.
- Lenard, P. T., *Trust, Democracy, and Multicultural Challenges*, University Park: The Pennsylvania State University Press, 2012a.
- Lenard, P. T., “Creating Cosmopolitans,” *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, vol. 15, no. 5, 2012b, pp. 613-630.
- Lenard, P. T., “Motivating Cosmopolitanism? A Skeptical View,” in Brooks, T. (ed.), *Global Justice and International Affairs*, Leiden: Brill, 2012c, pp. 93-119.
- Lenard, P. T. and Miller, D., “Trust and National Identity,” in Uslaner, E. M. (ed.), *The Oxford Handbook of Social and Political Trust*, New York: Oxford University Press, 2018, pp. 57-74.
- Miller, D., *Citizenship and National Identity*, Cambridge: Polity Press, 2000.
- Moore, M., “Normative Justifications for Liberal Nationalism: Justice, Democracy, and National Identity,” *Nations and Nationalism*, vol. 7, no. 1, 2001, pp. 1-20.

- Shirakawa, S., “A Philosophical Inquiry into an Emotional Motivation for Global Justice: Based on a Critical Reflection on David Miller’s Arguments,” *Kwansei Gakuin University Social Sciences Review*, vol. 22, 2018, pp. 33-50.
- Tan, K. C., *What Is This Thing Called Global Justice?* London: Routledge, 2017.
- Weinstock, D., “Motivating the Global Demos,” *Metaphilosophy*, vol. 40, no. 1, 2009, pp. 92-108.
- 伊藤恭彦「グローバル・ジャスティス——公正な地球社会をめざす規範」川崎修編『岩波講座 政治哲学 6 政治哲学と現代』、岩波書店、2014年、223-244頁。
- 井上達夫『世界正義論』、筑摩書房、2012年。
- 井上達夫「世界正義とナショナリズム——施光恒会員への応答」日本法哲学会編『立法の法哲学——立法学の再定位 法哲学年報（2014）』、有斐閣、2015年、139-144頁。
- 神島裕子「コスモポリタニズムとの論争」施光恒・黒宮一太編『ナショナリズムの政治学——規範理論への誘い——』、ナカニシヤ出版、2009年、87-105頁。
- キムリッカ、ウィル・シュトレーレ、クリスティーヌ「コスモポリタニズム、国民国家、マイノリティ・ナショナリズム」キムリッカ、ウィル（岡崎晴輝・施光恒・竹島博之監訳）『土着語の政治 ナショナリズム・多文化主義・シティズンシップ』、法政大学出版局、2012年、311-339頁。
- サンデル、マイケル『マイケル・サンデル 大震災特別講義 私たちはどう生きるのか』、NHK「マイケル・サンデル 究極の選択」制作チーム編、NHK出版、2011年。
- 白川俊介『ナショナリズムの力 多文化共生世界の構想』、勁草書房、2012年。
- スミス、アダム（村井章子・北村知子訳）『道徳感情論』、日経BP社、2014年。
- 鈴木弥香子「コスモポリタンな連帯における感情とその陥穽——「遠くの他者」と「わたしたち」の関係性再考」『コロキウム』第9号、2018年、72-88頁。
- 施光恒「リベラル・ナショナリズム論の意義と展望——多様なリベラル・デモクラシーの花開く世界を目指して」萩原能久編『ポスト・ウォー・シティズンシップの構想力』、慶應義塾大学出版会、2005年、147-170頁。

施光恒「リベラル・ナショナリズムの世界秩序構想——D・ミラーの議論の批判的検討を手がかりとして——」 富沢克編『「リベラル・ナショナリズム」の再検討——国際比較の観点から見た新しい秩序像——』、ミネルヴァ書房、2012年、139-162頁。

施光恒「正義理念の力——井上達夫『世界正義論』（筑摩書房、二〇一二年）——」 日本法哲学会編『民事裁判における「暗黙知」——「法的三段論法」再考 法哲学年報（2013）』、有斐閣、2014年、176-182頁。

タミール、ヤエル（押村高・高橋愛子・森分大輔・森達也訳）『リベラルなナショナリズムとは』、夏目書房、2006年。

西山真司「政治学における信頼研究」 小山虎編『信頼を考える リヴァイアサンから人工知能まで』、勁草書房、2018年、111-136頁。

ミラー、デイヴィッド（富沢克・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳）『ナショナリティについて』、風行社、2007年。

ミラー、デイヴィッド（富沢克・伊藤恭彦・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳）『国際正義とは何か——グローバル化とネーションとしての責任』、風行社、2011年。

ポッグ、トマス（児玉聡訳）「現実的な世界の正義」『思想』、no. 993、2007年、97-123頁。

ポッグ、トマス（立岩真也監訳）『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか——世界的貧困と人権』、生活書院、2010年。

[付記]

※外国語文献で邦訳書を参照したものについては、訳語や文体の統一などのために訳文を変更したことがある。

第20回総合文化学会記録④

2020.7.10 壬生正博氏コメント

お世話になっております。

藤原拓広さんのご発表の原稿を拝読させていただきました。

以下にコメントを書いております。

1. 全体的に先行研究をよく照査なさっていると感じました。

興味深く拝読させていただきました。

2. 引用文の後に「ibid」と「同上」が混在しているのが気になりました。

どちらかに統一された方がいいと思います。

また、ibid は、ラテン語 *ibidem* の省略形ですので、ibid. というように省略記号 (.) が必要です。

それで、ibid. pp. 1-5 というような書き方がいいのではないかと思います。

ご検討下さい。

3. 90 ページの上から 18 行目に「批判的に批判的に」と書いてあり、表現がダブっています。

4. 99 ページの上から 16 行目に「彼女いう」とありますが、「彼女がいう」あるいは「彼女のいう」だと思います。

以上、ご連絡申し上げます。

何かご不明な点がございましたら、お知らせ下さい。

よろしく願い申し上げます。

壬生正博

2020.7.10 荒木正見氏コメント

1. 研究の緻密さ、起承転結を意識した構成、論旨の明快さなど充実したご研究だと思います。
2. 一般の口頭発表ではせいぜいこの発表の 3 分の 1 程度以下の時間しか与えられませんので本学会の趣旨をも受け止めて意義深いご発表になったと思います。
3. 表現の細かい点や論旨に関するご意見は、他の会員がご指摘くださいます通りだと思いますが、改めて一点だけ確認させていただきます。発表者の方向性には「自己利益」ゆえのグローバルな契約的正義の実現は限定的であるという意図が見えますが、確かに倫理的態度の発展から言えば、自己利益を論拠とするのは理論以前の自己中心的態度であるとするのが、倫理学では常識で、功利主義、義務論、徳論等々、何らかの理論というべきものこそが、最低限、人類の生存を前提とした万民の生存を追求するものであると考えられています。自己利益を論拠することは一過性として分からないではありませんが、それだけを主張してグローバルな共同体を認めようとしなければ、人類の生存には危機しか残らないでしょう。現実的にはそのことを前提として、主に、経済や教育という側面から、倫理的諸理論の実現を目指していると言えませんが、今回のご発表の内容とこの点との関係について、何かご意見、ご感想があればお願いします。
4. 今後の方向性についてご質問します。今回のご発表で、発表者の方向性が垣間見えました。またその延長上の諸研究の一端も言及されていましたが、今後その自分の立場を強化していくために特に参考にしていく先行研究や重点的に研究していきたい研究者などありましたらお教えてください。

荒木正見

第 20 回総合文化学会記録⑤

2020.7.11 森敦嗣氏コメント

藤原拓広さん

総合文化学会会員の森です。報告原稿を送付していただきありがとうございます。私も専門と関心分野が重なるため、非常に興味深く読ませていただきました。論文の内容に関しては、問題関心、先行研究の紹介、報告者自身の批判ともに明確で、たとえ専門外の間が読んでも理解しやすい内容になっており、私自身も見習わなければならない部分もあると思いました。

質問ならびにコメントとして以下を挙げさせていただきます。

1：本報告 P81 の『2 正義を実現する動機の所在』の冒頭には、「本節では、レナードが、正義を実現する動機に関して、コスモポリタンの二つの議論をしりぞけ、リベラル・ナショナリスト的議論を擁護していることを確認する。」と書かれています。

この内、「(2) 感情の動機づけ力に基づく議論—コスモポリタンの議論②」はレナードのコスモポリタニズムへの批判が明確に述べられています。一方で「(1) 抽象的原理の動機づけ力に基づく議論—コスモポリタンの議論①」の内容は、レナードの考えというより、ミラーのコスモポリタンへの批判が主体になっているように思われました（藤原さんの私見もミラーの批判への賛同となっています）。

二人ともリベラル・ナショナリズム論の擁護者という点では共通しているため、ミラーの主張を紹介するのは問題ないと思われませんが、冒頭で書かれていることを考慮すると、レナード自身の抽象的原理の動機づけ力に基づく議論の批判も、もっと詳細に説明してはいかがでしょうか。

2：リベラル・ナショナリズムの主張の一つである「公共文化」から生まれる信頼と、それにより正義が実現することは本稿でも述べられています。一方でコスモポリタニズムの擁護論者は、リベラル・ナショナリズムの主張を「近親者優先」、「同胞国民の優先」という「日常生活に潜むナショナリズム」の問題と指摘し、世界中全員の生命の平等とそのための貧困死の除去という点を出発点とすると、ナショナリズムの要求よりも優先すべき価値があると主張します。こうしたコスモポリタニズムの主張について、藤原さんの意見または考えがあれば、お聞かせください。

3：参考文献の中に名古屋市立大学の伊藤恭彦先生の論文がありましたが、（もしかしたらもうご存じかもしれませんが）伊藤先生の著作にコスモポリタニズムからのグローバルな正義論の提言として以下の書籍があるので、参考文献としてご参考ください。

伊藤恭彦『貧困の放置は罪なのか——グローバルな正義とコスモポリタニズム——』、人文書院、2010年

森敦嗣

第 20 回総合文化学会記録⑥

200716 第 20 回総合文化学会

藤原拓広氏発表に対するコメントへの発表者応答

皆さま

第 20 回総合文化学会で発表させていただきました、九州大学大学院地球社会統合科学府博士後期課程の藤原拓広です。このたびは、私の発表「正義を実現する動機に関する政治哲学的一考察——パティ・タマラ・レナードの議論を手がかりに——」の原稿をお読みいただき、ありがとうございました。なかでも、森敦嗣会員、壬生正博会員、荒木正見会員のお三方におかれましては、非常に貴重なコメントをいただきまして、大変感謝しております。以下では、お三方からいただいたコメントに対する応答を行っていきます。

●森会員のコメントへの応答

1：まず、第 2 節の「(1) 抽象的原理の動機づけ力に基づく議論——コスモポリタンの議論①」に関して、ここではレナードではなくミラーのコスモポリタンへの批判が主体となっているが、この節の目的を考慮すれば、レナード自身の抽象的原理の動機づけ力に基づく議論への批判もより詳細に説明した方がよいのではないか、というご意見に応答いたします。

森会員のおっしゃるとおりだと存じます。ご指摘のとおり、第 2 節ではレナードの議論を概観することを目的としているので、抽象的原理の動機づけ力に基づく議論についても（感情の動機づけ力に基づく議論と同様に）、レナードの批判を明確に述べた方がよいと思われます。加筆修正の際には、ミラーの批判はあくまで補足的なものとし、レナードの批判を中心に議論を組み立てようと思います。

2 : 「リベラル・ナショナリズムの主張を『近親者優先』、『同胞国民の優先』という『日常生活に潜むナショナリズム』の問題と指摘し、世界中全員の生命の平等とそのため貧困死の除去という点を出発点とすると、ナショナリズムの要求よりも優先すべき価値がある」というコスモポリタニズムの主張について、私がどう考えるのか、というご質問に回答させていただきます。

まず、「リベラル・ナショナリズムの主張を『近親者優先』、『同胞国民の優先』という『日常生活に潜むナショナリズム』の問題と指摘」という部分についてです。

確かに、リベラル・ナショナリズムの主張は、同胞国民に対する特別な義務の存在を認める傾向にあります。しかしながら、そうした主張は、「日常生活に潜むナショナリズム」というよりも、トマス・ハーカのいう『『普遍主義的』ナショナリズム』("universalist" nationalism) のようなものに基づく主張であると思われます。ハーカによれば、『『普遍主義的』ナショナリズム』とは、「すべての人々が自分たち自身のネイションや同国人を身びいきするのは当然だという考え」(Hurka 1997: p. 139) であり、それは、「自分たちのネイション (たとえばカナダ) のみが特別な忠誠心の対象に値するのだ」(ibid.: p. 140) という考え方とは区別されます。すなわち、リベラル・ナショナリズムの主張は、確かに同胞国民に対する身びいきを認めるものではありませんが、それは、ある特定のネイションのみの身びいきを認めるものではなく、すべてのネイションの身びいきを普遍主義的に是認するものだと思います。また、その点で、リベラル・ナショナリズムは、一般的にいわれるようなナショナリズムとは異なるものだと思います。

次に、「世界中全員の生命の平等とそのため貧困死の除去という点を出発点とすると、ナショナリズムの要求よりも優先すべき価値があると主張」という後半部分に関してです。

「世界中全員の生命の平等とそのため貧困死の除去」の重要性については、リベラル・ナショナリズム論も否定しないと思われます。なぜなら、その代表的理論家であるデイヴィッド・ミラーが、グローバルな正義の義務の一つとして基本的人権の保障義務をあげているからです (ミラー 2011 年 : 第 7 章)。当然ながら、ある人々

が貧困死の恐怖に直面している状況は、その人々の基本的権利が侵害されている状況と見なされます。つまり、「世界中全員の生命の平等とそのため貧困死の除去」は、リベラル・ナショナリズムの論者も基本的人権の問題として重要視しているのです。このことを鑑みれば、リベラル・ナショナリズム論は、「世界中全員の生命の平等とそのため貧困死の除去という点を出発点」としたときに導きだされる「ナショナリズムの要求よりも優先すべき価値」についても、その重要性を大いに認めていると思われま

3 : 伊藤恭彦先生（名古屋市立大学）のご著書をご紹介いただき、ありがとうございます。

ご紹介いただいた伊藤（2010年）につきましては、すでに存じておりました。確かに、コスモポリタニズムの立場からグローバルな正義について論じた重要な文献だと思われま

● 壬生会員のコメントへの応答

1.

ありがたいお言葉をいただきまして、大変感謝しております。

加筆修正をとおして、論文をよりよいものとしていきたいと思

2.

「ibid」と「同上」とが混在しているが、どちらかに統一し、「ibid」とする場合は「ibid.」とした方がよいのではないかとのご指摘、大変参考になりました。

加筆修正に際して、検討いたします。

3.

表現のダブリをご指摘いただきまして、ありがとうございます。

「批判的に」に修正させていただきます。

4.

「彼女のいう」と書くつもりでした。

ご指摘いただき、ありがとうございます。

●荒木会員のコメントへの応答

1. ありがたいお言葉をいただき、大変恐縮でございます。

2. このたびの発表原稿のような長い原稿をそのまま発表させていただきます。非常に感謝しております。このような機会をいただき、ありがとうございます。

3. まず、ご質問の内容について確認させていただきます。このたびの発表で私は、グローバルな正義を実現する動機としての「自己利益」の可能性に言及しているが、このことは、私が人々の自己利益を理由として、グローバルな契約的正義、およびグローバルな共同体の実現が困難だと考えていることを示唆しているように見える。だが、実際には、経済や教育などの側面から、人々の利己的性格を克服し、倫理的諸理論を実現しようとしている試みは多くある。今回の発表の内容とこの点との関係について、どう考えるか。以上のような理解でよろしかったでしょうか。もし間違いがありましたら、ご指摘いただければと存じます。

このたびの私の発表は、「経済や教育という側面から、倫理的諸理論の実現を目指している」試みの意義を否定するものではありません。私が自己利益に言及したのは、グローバルな正義を実現するには、利己的な性格を有する人々をもそうした正義の実現に寄与しようと動機づけることが必要であるが、その際に自

己利益は有用なのではないか、という意図からです。言葉足らずで、申し訳ございません。

ただ、グローバルな共同体を認める議論に関していえば、そうした議論は、グローバルな共同体とナショナルな共同体との共存の可能性を探るものである方がよいように思われます。その理由は、発表原稿の15頁に書いたように、「現在の世界でもっとも効果的に正義実現の動機を人々に与えているネイションという共同体が解消すれば、さまざまな実践上の問題が生じてしまうはず」だからです。ウィル・キムリッカが指摘するように、「グローバルな正義への動きはリベラル・ナショナリズムの成果に基礎づけられるべきであり、リベラル・ナショナリズムの成果を破壊するかたちであってはならない」(Kymlicka 2002: p. 270 [邦訳: 393頁])と思われます。

4. 今後としてはまず、今回のレナードのように動機の問題について論じている研究者の議論を批判的に考察する研究を行いたいと考えております。具体的には、レナードと同様に、リベラル・ナショナリズムの議論を一定程度認めつつも、コスモポリタニズムの可能性を積極的に主張しているコック・ Chol・ タンの研究を検討したいと思っています。なお、タンの著書としては、Tan (2000)、Tan (2004)などがあげられます。

以上、森会員、壬生会員、荒木会員からいただいたコメントに対する応答を行ってきました。もしコメントの意図を読み間違えている箇所や私の回答が不十分な箇所等がございましたら、申し訳ございません。その際は、ご指摘いただけますと大変幸いです。何卒よろしくお願いいたします。

参考文献

Hurka, T., "The justification of National Partiality," in McKim, R. and McMahan, J. (eds.), *The Morality of Nationalism*, New York: Oxford University Press, 1997, pp. 139-157.

Kymlicka, W., *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, Second Edition, New York: Oxford University Press, 2002. [千葉真・岡崎晴輝訳者代表『新版 現代政治理論』、日本経済評論社、2005年]

Tan, K. C., *Toleration, Diversity, and Global Justice*, University Park: The Pennsylvania State University Press, 2000.

Tan, K. C., *Justice without Borders: Cosmopolitanism, Nationalism, and Patriotism*, Cambridge: Cambridge University Press, 2004.

伊藤恭彦『貧困の放置は罪なのか——グローバルな正義とコスモポリタニズム』、人文書院、2010年。

ミラー、デイヴィッド（富沢克・伊藤恭彦・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳）『国際正義とは何か——グローバル化とネーションとしての責任』、風行社、2011年。

九州大学大学院地球社会統合科学府博士後期課程

藤原 拓広

第 20 回総合文化学会記録⑦

2020.7.30 会員からのコメント (2020.7.11) に対する藤原拓広氏の応答
(2020.7.16) に対するコメント

荒木正見氏

3.につきまして、小生の問いに対するご理解はそのとおりです。また、ご回答によって趣旨と目標がはっきり致しましたし、同意致す次第です。そして、具体的な方向性として、グローバルな共同体とナショナルな共同体との共存こそが、グローバルな共同体を認める議論にふさわしいというのもよく理解できます。その場合、すぐに生じてくるのが格差の問題です。19世紀の一例として、その格差は、マルクスの上部構造と下部構造との対比で表現されもしましたが現在はそんな単純なものではないと理解するのが常識でしょう。今後のご研究で、ナショナルな共同体相互の格差や共同体内部の格差、ひいては異質なもの同士の共存など、言及して頂ければ幸いです。ご精進、ご発展をお祈り申し上げます。

荒木正見

第 20 回総合文化学会記録⑧

2020.8.7 第 20 回総合文化学会に対する発表者藤原拓広氏の謝礼

皆さま

第 20 回総合文化学会にて、「正義を実現する動機に関する政治哲学的一考察——パティ・タマラ・レナードの議論を手がかりに——」という題目で発表させていただきました、九州大学大学院地球社会統合科学府博士後期課程の藤原拓広です。

このたびの発表では、私の発表原稿をお読みいただきまして、誠にありがとうございました。なかでも、森敦嗣会員、壬生正博会員、荒木正見会員のお三方におかれましては、非常に貴重なコメントをいただきまして、本当にありがとうございました。いただいたコメントを参考にしながら、論文の加筆修正を進めていきます。

また、このたびの第 20 回総合文化学会は、新型コロナウイルス感染症が蔓延するなか、初めてリモート方式で開催されました。このような大変な状況で、学会を準備し、実施していただいた皆さまには、大変感謝しております。リモート方式でじっくりと議論をさせていただきまして、非常に勉強になりました。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願いいたします。

九州大学大学院地球社会統合科学府博士後期課程

藤原 拓広

以上 第 20 回総合文化学会記録

『総合文化学論輯』(ISSN 2189-0986)第 13 号刊行 2020.11.1